

秋から増える 海産物の電話勧誘販売に注意



以前購入いただいた方に
特別価格でカニを販売します
クール便で送ります



お断りします



はっきり断り、
すぐに電話を切ることが重要です

頼んだ覚えがない商品が届いた場合は

商品は「受けとらない」
代引き配達は「支払わない」

承諾していなければ、売買契約は成立していません。
事業者が一方的に送り付けた商品は、
受け取ってしまっても直ちに処分できます。

電話勧誘で購入に同意した場合は

書面を受け取った日から数えて8日間は
「クーリング・オフ」をすることができます。
すぐに身近な人に相談しましょう。

急増！ネットで探した事業者に依頼し高額請求

ネット広告やチラシの表示額よりも高い費用を請求されるトラブルが急増しています
日頃から「困ったときはここに連絡する」という信頼できる事業者を調べておきましょう！

自宅のトイレが詰まり…

水回り修理「基本料金980円から」を頼んだが
新品トイレへ交換を勧められた…



50万円です



事業者の訪問を依頼する前に
出張料、点検料、修理費用、キャンセル料など確認を！

外出先で自動車が故障し…

バッテリー上がり「修理3千円から」と
格安だったが…



7万円です

詐欺に注意！自動音声やメールを使った架空請求

電気代や電話料の
料金の未納があります
利用停止になります
「1番」を押してください



「未納料金」「番号を押して」は
詐欺です！無視してください



すぐに電話を切りましょう！